

2010年11月29日

枚方市長 竹内 脩 殿

日本共産党枚方市会議員団
団長 中西 秀美

2011年度予算編成と市政運営に対する要望書

民主党政権誕生から一年余が経過しました。

政治の流れが変わるのではという国民の大きな期待があったにもかかわらず、現政権は当初の公約を投げ捨て、かつての自公政権よりひどい国民いじめを行って、急速に国民の支持を失いつつあります。

とりわけ、リーマンショック以来の経済不況の中で、雇用対策、社会保障、子育て支援、農業政策とどれをとっても有効な手立てをうつことができず、国民生活をますます厳しいものにさらしています。

菅内閣は2011年度予算を編成中ですが、苦しむ国民への支援となる予算にできるのかが大きく問われているところです。

枚方市民の生活実態も、直近の国民健康保険料の滞納は11927世帯(19.32%)、生活保護家庭は4628世帯(7036人)という数字にも表れているように、深刻さを増しています。

一方、地方の財政は、民主党政権のすすめる「地域主権改革」で公共サービスの民間化・市場化をすすめる「構造改革」に拍車がかかり、運営そのものが一段と厳しいものとなっています。

こうした状況のもとではありますが、枚方市政が市民の暮らしや健康、教育の充実、環境を守るためにがんばりきることが求められています。

特に、市民に負担の追い討ちをかける「構造改革アクションプラン」を廃止し、透明性の高い、市民から信頼される市政運営を望みます。

竹内市長としての今期最終年度となりますが、来年度の予算編成にあたっては、切実な市民要求に真摯に応えていただきたく、以下の要望書を提出いたします。

I、市政運営の基本方針について

- ①生存権を認めた憲法 25 条や勤労の権利を認めた 27 条等、憲法を遵守し、平和人権・民主主義を市政の基盤にすえること。
- ②自公政権を引継ぎ、弱者切り捨て、効率優先の「構造改革路線」をすすめる民主党政権の下、格差拡大、働く貧困層拡大、高齢者の生活困窮など市民生活がかつてない厳しい状況にあることを認識し、行政運営を進めること。
- ③経営危機による失業者、生活困窮者、廃業の危機に直面する事業者などを救済するために、緊急経済雇用対策本部が役割を果たし実効ある施策を実施すること。
- ④市民サービス低下の「構造改革アクションプラン」は撤回すること。
- ⑤市役所が、市民の命とくらしを守る役割を果たせるよう、必要な職員の配置と採用を行うこと。
- ⑥国・府の言いなりの市政運営はやめること。市独自で枚方市民にとって必要な事業を選択し、実施すること。
- ⑦経費削減最優先、またはそれのみを目的に事業を実施する姿勢を改めること。
- ⑧民間委託・民営化はワーキングプアを生み、格差社会を顕著にする土壌となっていることから方針転換すること。

II、予算編成に関わる要望について

[1] 重点要望について

- ①不況対策
 - ・府の制度融資については存続を求めるとともに、市として融資制度活用支援策を充実させること。
 - ・就労支援相談窓口を一元化し、市駅周辺に設置すること。
 - ・道路の補修など生活密着型の公共事業の実施で市内事業者の受注拡大を図ること。
 - ・住宅リフォーム制度を創設すること。
- ②就労支援の充実をはかるために、保育所待機児童の解消や施設増設を含めた抜本策を講じること。
- ③障害者が緊急入所できるショートステイ事業などを拡充し市として支援するとともに、障害者が生活できる入所施設建設を設置すること。
- ④第5期の高齢者福祉計画の策定を急ぎ、特別養護老人ホーム、グループホーム、小規模多機能施設など施設整備計画の前倒し実施を行うこと。
- ⑤国民健康保険料の引き下げること。
- ⑥後期高齢者医療制度の廃止を求めること。
- ⑦「産業振興基本条例」に基づく実効性ある施策を展開し、地元業者の育成・支援策の充実に努めること。
- ⑧妊産婦検診の助成金額を引き上げること。
- ⑨生活保護の老齢加算を元に戻し、一人親世帯の就労促進費・高等学校等就学費など生活扶助基準の切り下げを行わないよう国に求めること。

[2] 市民にしわ寄せせず、市独自の財源を確保する施策について

- ① 土地開発公社や市の長期保有地は早期に事業化し、有効活用をはかること。また、長く「塩漬け」状態にある用地は必要性を見極めること。
- ② 地下水くみ上げ条例を制定し、地下水くみ上げ協力金を徴収すること。
- ③ 市内企業(資本金10億円以上)の法人税率を引き上げること。
- ④ 公共下水道が近くに埋設されているところでは、周辺企業に対し、川に放流するのではなく下水管に接続するよう要請すること。
- ⑤ 高額・悪質な市税滞納者に対する徴収を強化すること。

[3] 庁舎周辺整備事業及びその他の公共事業について

- ① 巨額の財源を必要とする新庁舎建設と周辺整備事業は、当面、計画を凍結し、財源問題を含めて慎重に検討すること。
- ② 文化活動の拠点として採算がとれ経営が成り立つ総合文化施設の建設を市民とともに進めること。

[4] 市民の暮らしを守るために

(1) 子育て支援について

- ① ワクチンによる予防効果が認められる疾病について接種が促進されるよう国に全額公費負担を求めること。それまでの間、市として助成策の充実をはかること。
- ② ポリオの生ワクチンについては早期に不活化ワクチンへの切り替えが計られるよう国に求めること。
- ③ 子宮頸がんワクチンの助成をおこなうこと。
- ④ 児童虐待については、大阪府に対し専門職員の増員と児童養護体制の充実と質の向上を求めること。
また、枚方市での支援にあたっては、子どもの権利を第一にとらえた支援が行えるよう関係機関と連携し対応すること。あわせて、専門職員の充実と確保に努めること。
- ⑤ 支援が必要な家庭への育児支援家事援助事業については、対象年齢を限らず必要性に応じて対応すること。
- ⑥ 新生児の誕生に際し、ファミリーサポートや枚方子育てサポーターの無料利用券を進呈するなど養育支援の充実に努めること。特に、多胎児や障害児、産後うつなど支援が必要な世帯への養育支援を充実すること。
- ⑦ 子育てに関する情報を配信するメールマガジンや携帯用サイトの充実に努めること。
- ⑧ 乳幼児の事故防止については、保健センターに可能な限り実物の展示や、ミニモデルルーム等を設置し「事故予防センター」として情報発信が可能となるよう努めること。
- ⑨ つどいの広場については中学校区ごとに設置できるよう「新・こども育成計画」を見直すとともに、駅前や商店街など利便性の高い場所での実施支援を行う

こと。

⑩小児救急医療体制について周知・啓発に努めること。

⑪「新子ども育成計画」の推進にあたっては、市民参加の「地域協議会」を発足し、機能させること。

⑫公立保育所における地域子育て拠点事業については、正規職員の配置など運営体制の充実をはかり事業内容を充実させるとともに、気軽に親子がつどえるよう広報に努めること。

(2) 保育・学童保育（留守家庭児童会）について

①保育について

- ・現行保育制度を解体する新保育制度（子ども子育て新システム）については反対すること。
- ・最低基準の廃止・見直し方針を撤回するよう、国に求めること。
- ・認可保育所を増設し年度途中もふくめた待機児の解消を行うこと。
- ・定員の弾力運用の解消に努めること。
- ・今後の公立保育所廃止・民営化は行わないこと。小倉保育所の民営化は行わないこと。市立サダ保育所は存続させること。
- ・夜間・休日保育などのニーズにこたえること。特に公立保育所でも実施をはかること。
- ・公立保育所の保育士配置基準の改悪は行わないこと。民間保育所の配置基準は乳児だけでなく、公立なみにひきあげること。
- ・老朽化した民間保育所の施設改修は、定員増がなくても認めること。
- ・保育料の引き上げを行わないこと。
- ・保育料の減免制度を充実させること。
- ・公立保育所で完全給食を実施すること。
- ・公立保育所の耐震診断を早急に行い、必要な補強工事を進めること。あわせて老朽施設への対処方針を早期に示し、計画的に改修をすすめること。
- ・保育施設の改善に努め、十分な保育ができるように運営経費を確保すること。
- ・小規模認可保育所で保育される子どもたちの就学前までの保育継続をはかること。
- ・すべての保育所で在宅支援の強化と関係機関との連携がはかれるよう支援策充実に努めること。

②学童保育（留守家庭児童会室）について

- ・保育料を引き下げること。
- ・延長保育料の徴収をやめること。
- ・学年延長をすすめること。
- ・障害児の受け入れは校区の留守家庭児童会室で対応すること。
- ・土曜日開室を早急に行うこと。
- ・土曜日の全児童対策は、教育委員会が責任を持って実施すること。また、その

ために必要な専門職員を配置すること。

- ・職員採用にあたっては資格要件を設けること。
- ・運営の質的向上をはかれるよう研修・支援に努めること。

(3) 医療について

①地域医療の充実について

- ・軽度発達障害者の診断・療育ができる体制を整備すること。
- ・幼児療育園と市民病院の併設設置については保護者や関係者との理解を求めると同時に保護者や職員の意見も取り入れながら計画をすすめること。また外来リハビリ機能を充実させること。

②後期高齢者医療制度について

- ・後期高齢者医療の廃止を国に求めること。

③市民病院について

- ・新市民病院建設にあたっては医師・看護師・職員の確保や教育を徹底して行い市民の信頼を回復すること。
- ・現市民病院で早急にペインクリニック、ホスピスケア実施が出来る体制を整備すること。
- ・小児科医、産婦人科医の確保に努力し、24時小児救急医療、周産期医療の充実、地域産婦人科とのネットワークが出来るように努力すること。
- ・院内保育については、24時間体制で実施すること。
- ・労働条件や待遇改善を行い医師・看護師・スタッフの確保を図ること。

④医療費助成制度について

- ・75歳以上の高齢者と、子どもの医療費負担無料化を行うよう国に制度化を求めること。
- ・母子家庭や障害者の一部負担金を元の無料に戻すこと。
- ・大阪府に対して医療助成制度の充実を求めること。

(4) 国民健康保険について

- ①国保の広域化に反対し、国庫負担を5割に戻すよう国に求めること。
- ②保険料を軽減し、困窮者減免制度を復活し拡充すること。
- ③短期証・資格証明書の発行はしないこと。
- ④特定健診の受診率向上に向け、啓発と利便性の向上に努めること。
- ⑤国保の一部負担金減免制度の周知を徹底し、さらに充実をはかること。

(5) 介護保険及び高齢者福祉について

①介護保険について

- ・国に対し、調整交付金5%の確保を求めること。
- ・介護保険法の見直しにあたっては、国の負担割合が引き上げ介護サービスの低下や利用者負担増を招かないよう国に求めること。
- ・療養病床削減の撤回を国・府に求めること。

- ・介護保険料を引き下げ、減免制度を拡充し、利用料の軽減策を実施すること。
 - ・保険料を払えない人に対するペナルティをやめること。
 - ・特別養護老人ホームの増設やグループホームや小規模多機能施設など施設整備をすすめるため第5期の計画を前倒し実施するよう大阪府に求めること。また大規模特別養護老人ホームの建設を国・府に働きかけること。
 - ・13ヶ所の地域包括支援センターが地域の介護に関する総合相談窓口としての機能を果たせるように支援すること。市民にセンターの情報を積極的に提供すること。
 - ・24時間安心ネットについては、利便性を高め利用拡大につとめること。
 - ・認定調査の実施状況を市として掌握し、認定外や認定度が下がることで介護の受けられない人が生じることのないよう国に要望するとともに市独自の対策もたてること。
 - ・障害者控除が5年間にさかのぼり申請できるよう書類を整備すること。
- ② 高齢者施策について
- ・高齢者バスカード事業対象者の所得制限を撤廃し、利用枚数を増やし JR など利用できる交通機関を増やすこと。
 - ・高齢社会に対応した必要な情報提供を行うとともに高齢者の特性に応じた広報紙や情報誌・通知などを工夫し配布すること。
 - ・街かどデイサービスについては、大阪府に運営助成の継続を求めるとともに、市としても従来の運営が継続できるよう支援すること。
 - ・街かどデイサービスについては、中学校区に1つの開設が進むよう支援するとともに、市としても周知に努めること。
 - ・移送サービスに対する支援を行い、外出困難者の通院などの保障をすること。
 - ・紙おむつ給付事業の所得制限を撤廃すること。
 - ・訪問理美容の利用者負担を軽くするため市が4000円の全額・もしくは3000円補助を行い利用者負担を1000円にして今まで通り年6回利用できるようにすること。
 - ・訪問理美容券の利用を老人施設でも利用できるようにすること
 - ・高齢者が利用する公共施設の利用料減免をおこなうこと。

(6) 障害者施策について

- ①障害者自立支援法の廃止を国に求めること。
- ②作業所の認可施設への移行は利用者の意見を充分尊重して全ての作業所の移行が行えるよう支援すること。また今後障害者の働く場がなくならないよう認可施設を増加すること。
- ③福祉施設への日割り実績を見直し安定した運営ができるよう月額払いに戻すよう国に要望すること。
- ④精神障害者の総合的な支援をすすめるための専門職員を配置し、関係機関と

のネットワークを整備すること。

- ⑤施設利用者の食費補助を継続するよう国にもとめること。
- ⑥障害者の生活の場であるケアホームの充実と家賃補助など利用者負担の軽減を行うこと。
- ⑦日中支援事業（タイムケア事業）を増設し、新規事業者に対する家賃補助を行うこと。
- ⑧学校卒業後の障害者がつどえる場をつくること。
- ⑨特別支援学校生徒の学習権を保障するため親が送迎できない場合、通学時のガイドヘルパーを保障すること。
- ⑩公共施設への障害者施設の併設や合築を推進すること。地域作業所の製品を市のすべての施設で販売できるようにすること。
また、新設するすべての施設に地域作業所などの製品販売コーナーを設置し、関係部局が協力し推進に努めること。
- ⑪手話通訳者・要約筆記者を専門職として位置づけ、手話通訳報酬をさらに引き上げること。
- ⑫市の施設への音声誘導装置設置をひきつづきすすめること。また、設置については周辺居住者の理解が得られるよう市として、さまざまな工夫をすること。
- ⑬視覚障害者の音読のためのS Pコードの普及に努め、市広報や公文書に記載するようにすること。音声読み取り装置のカウンターへの設置をすすめるとともに、個人などで購入する場合には助成すること。
- ⑭透析のための通院介助が必要な人工透析者に対する移送サービスを創設すること。通院の送迎が必要な透析患者に対するタクシー利用券の支給枚数をさらに拡充すること。
- ⑮障害者の生活の場としてケアホーム、グループホームを整備すること。
- ⑯重複・重症心身障害児者に対するサービス供給体制が不十分であるため、早期に改善を図ること。職業・生活訓練や生活できる場を整備すること。
重症心身障害児者の緊急一時入所のニーズに対応できていない状況を早期に改善すること。
- ⑰在宅の障害者世帯で介護者が高齢化している世帯については、緊急時に介護者に代わってショートステイの手配などが実施できる体制を整えること。

(7) 税の軽減について

- ①消費税などの増税計画について国に中止を求めること。
- ②所得税法 56 条の廃止を国求めること。
- ③子ども手当の実施にあたり、扶養控除の廃止などにより負担増とならないよう国に求めること。
- ④住民税の減税基準を明確にし、困っている市民が利用できる制度とすること。
- ⑤地方税法 3 2 3 条に規定される公私の扶助者（就学援助・保育所入所・児童手当・福祉年金受給者、叔父などから援助受ける者）の住民税減免を行うこ

と。

(8) その他の生活支援施策について

- ①府営住宅半減計画に反対し入居者への家賃減免基準をもとに戻すよう府に求めること。
- ②各種制度の情報提供や広報義務を徹底するために行政機関として明文化し、職員指導を行うこと。
- ③複雑化した生活保護の相談に親身になって対応できるよう国基準（1人のケースワーク対応人数80人）を超えないよう、早急にケースワーカーの増員を図るとともに新たに相談スペースの拡充に努めること。
- ④多重債務も含め消費生活センターの機能を充実し、庁内の関係部署と連携を強め対応できる体制を講じること。また、市民が安心して相談できる一元的な相談窓口を庁舎内に設置すること。
- ⑤市として専門のソーシャルケースワーカーを雇用すること。

[6] 安心、快適なまちづくりのために

(1) 安全、安心なまちづくりについて

- ①枚方寝屋川消防組合を解散し単独消防とすること。
- ②十分な消防力を確保するため消防経営戦略プランを見直すこと。
- ③消防組合の人材確保のために、正規消防吏員を増員すること。
- ④自然災害が多発するなか、防災体制を強化すること。
 - ・消防団員を増員するために支援すること。
 - ・下水、土木、危機管理など緊急に対応する人員を増やすこと。
 - ・緊急時に待機し、仮眠できる場所を確保すること。
- ⑤伊加賀出張所を開設すること。
- ⑥公園の無いところに防災空地を整備すること。（松心園跡地を購入すること）
- ⑦将来を見据え、早急に建築指導主事を増員し、市が直接中間検査や完了検査を実施できる体制を作ること。
- ⑧大規模地震災害に備え、地域の防災拠点機能の充実と地域の自主防災組織の支援を充実すること。

地域のきめ細かい場所に防災倉庫が設置できるように支援すること。
- ⑨市民の安全を守るために必要な防犯灯の予算を増やすこと。
- ⑩住民の意見をきちんと把握し、災害弱者が移動できる一次、二次の避難所を確保すること。
- ⑪防災無線・放送は、市内全域に聞こえるよう整備すること。
- ⑫府に対し、急傾斜地崩壊危険箇所への対策を急ぐよう要望するとともに、道路に面した私有地についても対策が講じられるよう支援すること。
- ⑬警察派出所の無人化を解消するよう府に求めること。
- ⑭ため池の耐震補強をすすめること。
- ⑮市民会館にエレベーターを設置すること。

(2) 上下水道と河川整備について

- ①上下水道の組織統合については慎重に行うとともに職員への説明と理解を得て行うこと。
- ②上下水道の整備・更新にあたっては道路など関係部局と連携し、経費の縮減につとめること。
- ③緊急性を要する水道老朽管は早急に更新すること。
- ④水道鉛管解消計画については、前倒しを図り市民の健康保持に努めること。
- ⑤下水道使用料の値上げを行わないこと。
- ⑥ゲリラ豪雨・災害に対応するため、「経営状況の見直し」で示された下水道維持課職員の半減化を見直すこと。
- ⑦水道料金の減免制度を充実すること。特にDV被害の母子世帯については住民票の移動がなくても減免の対象とすること。
- ⑧公共下水道等の切り替え時の経費について低所得者への軽減措置をおこなうこと。
- ⑨工事、請負契約制度の改革、職員配置の適正化など経営努力を行うこと。
- ⑩浸水対策として浅い水路を深くすること。
- ⑪ゲリラ豪雨にも対応できる雨水対策を検討、実施すること。

(3) 廃棄物処理・リサイクル施設について

- ① 家庭用一般ごみの有料化はしないこと。
- ② 北河内4市リサイクル組合が工場周辺住民の健康調査を実施するように枚方市が積極的に役割を果たすこと。
住民の健康被害に対する安全確認ができるまで施設の運転を休止すること。

(4) まちづくり、開発について

- ①まちづくり条例をつくること。
- ②景観保全条例を策定すること。
- ③地域に応じた「地域まちづくり協議会」を支援すること。
- ④都市計画マスタープランの見直しに際しては、変更点を明らかにして説明するなど、住民に関心をもってもらえるよう周知すること。
- ⑤ミニ開発を含めた開発について住民の声を反映し指導を強化すること。

(5) マンション問題について

- ①マンションの維持管理・管理組合運営など建築技術的・法的問題について相談にのる「マンション問題総合支援室」を設置すること。
- ②地震に強いマンションをめざして、総点検と防災改修を進めること。
- ③マンション管理組合支援のため、管理組合、組合員向けのセミナー等をさらに拡充し開催すること。

④マンション内供用通路部分にある防犯灯の電気代助成を行うこと。

(6) 道路問題について

- ①新名神（第2名神国道）枚方区間の建設計画撤回を国に求めること。
- ②第2京阪開通後の道路環境を改善するため、必要な手立てを講じ、万全の環境対策を求めること。
- ③国道1号線・307号線の歩道設置、杉田口禁野線、交野久御山線など府道拡幅と歩道設置を国・府に求めること。
- ④道路補修にあたっては優先順位の基準を設け透明化し、実施すること。
- ⑤生活道路の改修に必要な予算を確保すること。
- ⑥車いすの人が通行できるように危険な歩道の高低差を改修し、安全対策を講じること。
- ⑦駅周辺のバリアフリー化を推進すること。
- ⑧長尾駅前広場の早期整備を行うこと。
- ⑨長尾駅・津田駅の東側に駐輪場をつくること。
- ⑩交通不便地域解消のため、市としてコミュニティバスを運行し、府に支援策を求めること。
- ⑪バス停留所に雨よけやベンチの確保を京阪バスと共同で取り組むこと。
また時刻表など見やすいものとなるよう交通事業者に働きかけること。
- ⑫ウォーキングできる歩道を整備し、自然巡回道の計画を推進すること。
- ⑬バスアンドライドを推進するためバス停に駐輪場を整備すること。
- ⑭京阪電車高架事業（香里園から枚方公園）実施については、周辺住民に対する説明を十分に行い理解を求めること。

(7) 地球環境、自然の保全、公園について

- ①地球温暖化防止のために自然エネルギーの活用を市民に向け推進すること。
- ②公園を計画的に設置し、子どもたちが自由に遊ぶことが出来る広場を確保すること。
- ③公園遊具の安全性を確保するため部品等について耐用年数を管理し更新すること。
- ④市内の緑被率の定期調査を行い、地域別目標を定め、積極的に植樹を行い、既存の自然林を保護すること。
- ⑤里山保全、稀少動植物の保護を進めること。保全活動の充実・発展のために必要な支援を強めること。
- ⑥大気汚染・道路騒音の観測局を増設し計画的に観測機器の更新をすること。
- ⑦市民緑地制度を有効に活用すること。
- ⑧市民農園を増設し適切な管理運営につとめること。
- ⑨市として太陽光発電設置に対する補助をすすめること。
- ⑩淀川河川敷の公園・緑地整備事業計画を早めるよう国に求めること。
- ⑪淀川の「わんど」の整備をすすめるよう国に求めること。

[7] 商工業と都市農業の発展のために

(1) 中小商工業について

- ①商工業予算を拡充し、中小企業の営業支援を推進すること
- ②信用保証料の補給制度は現行、融資限度額が400万円以下である。限度額を引き上げ行うなど融資制度の改善をはかること。
- ③国の各種交付金・臨時交付金を地域経済循環と中小企業・小規模企業施策に活用すること。
- ④国の各種交付金・臨時交付金を活用し「小規模修繕契約登録制度」の工事を前倒しして発注すること。その際、見積もりの機会を均等にするなど改善を行い限度額を引き上げること。
公共事業発注時、国からの交付金関係にかからないものは、できれば前倒しする。「小規模修繕契約登録制度」については30万円から50万円に限度額をあげることと、多くの零細企業に発注機会を増やすため、前倒しも行うこと。
- ⑤住民の住宅リフォームやバリアフリーなど高齢者向けリフォームなどに対する補助を行うことで、地域経済に大きな効果をもたらす「住宅リフォーム助成制度」を創設すること。
- ⑥公共事業の前倒し発注・施行にあつたつては分離分割発注を進め、地元中小事業者への発注率を高めること。
- ⑦商店の空白地域に誘致支援策を行い、市のホームページで商店街のあき店舗情報を提供すること。

(2) 都市農業について

- ①日本の農業とコメに打撃を与える日米FTA（自由貿易協定）や日豪EPA（経済連携協定）に反対し、日本の農業を守るよう国に求めること。
環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への加盟への不参加を国に要望すること。
- ②農地の権利移転や転用、利用状況などについて農業委員会が的確な判断や監視、必要な指導が可能になるよう、関係予算や体制を抜本的に強化すること。
- ③新農地法のもとで、意欲ある農業者が企業参入に阻害されないよう遊休農地を活用し、担い手を育成するなど新たな農業振興を検討すること。
枚方市産業振興基本条例に基づき、市、事業者、経済団体、市民の連携巨力、産業分野の枠組みを超えた連携、農業者だけでなく市民全体で取り組むことができるよう市としても最大限の努力を行うこと。
- ④地域の特性に合った「枚方の特産物」を選定し栽培することにより農業所得引き上げ、「エコれんげ米」とともに、「枚方ブランド」として付加価値をつけ販売できるようにし、全国に発信すること。
- ⑤生産は、小規模農家が大半であり、小規模でも国の各種補助制度が受けられるよう国に対し働きかけること。
米価は60キロ当たり2万円を超えていた時代から、今は下落傾向で1万円を割っている。小規模稲作農家は、赤字でも経営している。所得補償だけではなく、具理的な経営政策の展開を行うべき。

- ⑥農地の保全がはかれるように営農支援策を拡充すること。
- ⑦市民が地元農産物を購入できるよう市役所周辺の常設販売所を設置するとともに、直販場所を増設し市民に周知することにより、地産地消の推進、食と農の大切さを啓発すること。
- ⑧ 生産緑地については、要件緩和を行い、追加指定場所を積極的に増やすこと。集中豪雨により、農業にも被害が発生している。農空間の維持を図りため、早期に計画的な雨水整備を市内全域に図ること。

[8] 学校教育と社会教育充実のために

(1) 学校教育について

- ①憲法を守り、枚方の教育に生かすこと。
- ②小中学校の統廃合、市立幼稚園の廃園は行わないこと。
- ③市立幼稚園の耐震化を急ぐこと。
- ④幼保一元化ではなく、市立幼稚園の3年保育を実施すること。
- ⑤幼児教育の無償化を実現するよう国に求めること、また市としても私立幼稚園の保育助成金の拡大など支援充実に努めること。
- ⑥少人数学級の実施を国に強く求めること。
- ⑦学校教育充実に向け市単費での加配教員の配置を充実すること。
- ⑧教職員定数に対し平成22年度は121名（小学校50名、中学校71名）が不足する状態であることから、正規教職員の確保に努めるよう大阪府教育委員会に求めること。
- ⑨トイレの改修をすすめ、洋式トイレを増設すること。維持補修費を増額し、全体的な改修計画を策定すること。
- ⑩学校安全警備事業の継続を府に求め、警備員・安全監視員を確保すること。
- ⑪児童・生徒の登下校の安全確保のために交通専従員制度を維持し、拡充をはかること。
- ⑫教委主催の行事等については、参加児童・生徒の交通費等は市が負担すること。
- ⑬教室・職員室・教師を結ぶ緊急連絡用のシステムをつくること。
- ⑭交野支援学校四条畷校のスプリンクラー設置など施設整備の充実を求めると共に、枚方校の早期建設を求めること。
- ⑮支援教育に関わる教職員、時間講師を増員し、十分な配置を行うこと。
- ⑯特別支援学級に特殊教育免許を持つ専門職を配置すること。
- ⑰教師の多忙化、長時間労働で健康破壊が起こっている。その実態を市として把握し是正するために、労働実態調査を行うこと。
- ⑱教職員の出勤、退勤時間を把握すること。
- ⑲各幼稚園、小中学校に労働安全衛生委員会を設置すること。
- ⑳過度な序列化を生む恐れのある、全国一斉学力テストは参加しないこと
- ㉑枚方の一斉学力診断テストは過度な情報公開が求められる状況があることから、今後も実施しないこと。
- ㉒学校給食でアレルギー対応の代替食を早急に実施すること。

- 中学校給食を実施すること。
- 奨学金制度を堅持し、内容を拡充すること。
- 子どもの貧困の実態を認識し、就学援助制度を拡充して対応する項目にクラブ活動への支援を行うことを増やすこと。
- ⑳ 学校図書館を充実するために、専任司書を配置すること。
- ㉑ スクールカウンセラーの中学校での勤務時間を増やすよう関係機関に働きかけるとともに、小学校への心の相談員の充実を図ること。
- ⑳ 学校図書館教育の充実のため、引き続き図書購入予算の増額に努力されるとともに、図書室の整備・備品の充実を図ること。
- ㉒ 危険な箇所の窓ガラス拭きについて予算化を図ること。
- ㉓ 学校園行事で利用する市立体育館・陸上競技場・市民会館ホール等の使用料減免措置の拡充を講じること。
- ㉔ 学校の宿泊を伴う管理職の特別勤務手当や、引率業務としての出張費等については、実態を踏まえた適切な支給をするよう府など関係機関への働きかけを行うこと。
- ㉕ 中学校部活動の指導協力者派遣事業を適切な報酬額で更に拡充すること。また、小学校の学校支援社会人等指導者活用事業を拡充すること。
- ㉖ 中学校の吹奏楽部楽器の購入・修繕費を別枠で予算化を図ること。
- ㉗ 支援教育の充実を図るため、介助員等必要な人的配置を行なうこと。
- 支援学級編制基準、定数基準の改善及び諸条件整備（教室の改修、備品購入、階段の一部スロープ化、エレベータの設置等）について十分な措置を講じること。
- ㉘ 情報セキュリティ確保の観点からも、教員一人に1台のコンピュータを配置すること。
- ㉙ 小学校同様、幼稚園に防犯カメラの設置と安全監視員を配置すること。
- 小学校の遊具が撤去されたあと後、次の遊具が配置されない。子どもに必要な遊具を設置すること。
- 国・府に高校授業料の無料化を要望すること。
- 子どもの文化鑑賞などの機会を増やし、市としても支援すること。
- 障害を持つ子どもへの一貫した支援が進められるよう、子どもの状況などを書くこめる「支援シート」を作成し、関係機関の連携強化をより一層すすめること。

(3) 社会教育について

- ① すべての市民の学習権を保障する社会教育施設整備計画を順次実施すること。社会教育施設公民館 11 館構想の実現を目指すこと。
- ② 現状、社会教育施設建設が困難な状況の中では既存の公共施設の有効活用を行うこと。
- ③ 市民の学習機会としての市民学級を開催すること。
- ④ 青年のための労働問題などについての講座、青年の孤立化を解消する青年学級を開催すること。

- ⑤障害者のための社会教育を実施すること。
- ⑥社会教育計画を作成すること。
- ⑦専門の学識経験者、市民団体代表、公募市民を入れた社会教育委員会議を開催すること。
- ⑧埋蔵文化財センターを設置すること。

(4) 生涯学習について

- ①生涯学習市民センターは公民館に戻すこと、当面の間、生涯学習の所管を教育委員会にすること。
- ②生涯学習市民センターの夜間管理者についても防災訓練、AED の研修を実施すること。
- ③すべての市民の学習権を保障し、子どもたちの居場所としての機能が発揮できる生涯学習施設の充実を目指すこと。
- ④既存の公共施設、地域の自治会館を一般市民の活動にも開放するシステムをつくること。
- ⑤生涯学習施設がない地域での活動について市として支援すること。
- ⑥社会教育専門職員など、市民の活動をコーディネートできる専門職員を配置すること。
- ⑦市民の自主的な活動については使用料を無料にすること。
- ⑧生涯学習市民センター長をはじめ職員に社会教育法、生涯学習振興法等、必要な研修を実施すること。
- ⑨活動委員会の会議についてその決定事項を尊重すること。

(5) 図書館について

- ①市駅周辺に地区館の図書館を設置すること
- ②分館のない分室については全日、休館日を週1日にすること。
- ③各図書館の職員はすべて図書館司書有資格者とすること。とりわけ館長は図書館司書を有する職員を配置すること。
- ④図書費の充実に努めること。
- ⑤インターネット予約システムで予約した本を市庁舎、市民病院、南部生涯学習市民センターなど市の施設で受取返却できるようにすること。

(6) 文化・スポーツについて

- ①健康予防のための教室を各地域自治会館などを借りて開催すること。
- ②体育館の使用料について高齢者減免を実施すること。
- ③南部・東部・北部・中部地域に地区体育館を設置すること。
- ④枚方市の遊休施設を活用しスポーツ広場を整備すること。
- ⑤市民の健康増進のためにも温水プールを整備すること。
- ⑥スケートボード施設を整備すること。
- ⑦春日・王仁テニスコート面の改修を行うこと。
- ⑧ウォーキングできるコースを整備すること。

[9] 公正・民主・効率的でガラス張りの行政運営をめざして

(1) 住民参加と情報公開について

- ①市民参加でまちづくりを推進するために、自治基本条例を制定すること。
- ②住民投票条例の制定を行うこと。投票は議会の同意がなくても有権者の20%の署名により実施すること。
- ③市民に対する情報提供の制度化をはかり、体制の確立をはかること。
- ④行政資料コーナーの充実をはかること。
- ⑤市役所の電子決済化を行い、情報公開のシステム化をはかること。
- ⑥市民がITを活用して情報公開請求できるようにすること。
- ⑦現行の資産公開条例は廃止し、市長・議員の政治活動に関する情報をより積極的に公開し、政治腐敗を防止するための政治倫理条例を制定すること。また、政治倫理審査会を設け収支報告書のチェックを行い、住民の調査請求権を設けること。
- ⑧予算査定の公開など、予算編成過程の透明化をすすめること。
- ⑨各種審議会、庁議など行政の会議全ての会議録は速やかに作成し、全て公開すること。
- ⑩公文書の保存、管理、破棄の規定を明確にし、公開すること。

(2) 契約制度の改善について

- ①公契約条例を制定すること
- ②競争入札を徹底すること。
- ③市内業者の育成がはかれるように契約制度の見直しをはかること。
- ④談合が行われないように監視すること。
- ⑤入札監視委員会の機能を充実し、情報公開を高めること。

(3) 市議会施策について

- ①市議会の議事録検索システムを充実し、常任委員会審議も検索可能にすること。
- ②市議会のペーパーレス化を進め、データによる資料提供及び事務のオンライン化をはかること。
- ③議会審議のインターネット中継を行うこと。

(4) 市役所改革について

- ①トップダウンの市政運営を行わないこと。
- ②市民生活中心の市役所改革をすすめ、無駄な部署は廃止すること。
- ③市長の退職金を減額すること。
- ④人権政策室を廃止すること。
- ⑤職員の成績主義制度を廃止すること。
- ⑥職員が地域に入り、市民の生の声を聞き姿勢に反映できるシステムをつくること。

- ⑦半期退職制を廃止すること。
- ⑧同一労働・同一賃金とし、正職員・非常勤・アルバイトなど職種によって差別しないこと。最低賃金を時間給1000円に引き上げること。
- ⑨内部告発制度を条例化し、外部の通報先をただちに設置すること。
- ⑩市民に対する的確なアドバイスを行うことも含め、各種制度の情報の提供や広報義務を徹底するために、窓口業務のマニュアル化をはかること。
- ⑪保護課、障害福祉室、高齢社会室などには福祉専門職員を配置するなど必要な職場に有資格者の採用を行うこと。
- ⑫市民に不利益な対応がないよう、窓口業務を行う職員の専門研修を充実させること。
- ⑬難聴や聴覚障害者用の筆談ボードを設置すること。

[10] 平和と人権を守るまちづくりのために

(1) 平和について

- ①市長自らが、核兵器廃絶を市民によびかけ、核廃絶の取り組みの先頭にたつこと。
- ②市は自衛隊募集に協力しないこと。
- ③平和施策の予算を増額し、平和資料室の充実を図ること。
- ④市民を戦争に巻き込む「国民保護計画」を撤回すること。

(2) 人権を守るまちづくりについて

- ①同和行政はすべて終結し、真の人権政策を追求すること。

(3) 男女共同参画推進政策について

- ①男女共同参画課を創設すること。
- ②男女参画基本条例を実効あるものにするために、女性運動団体との交流を図りながらシンポジウムの開催などを行うこと。
- ③DV対策で被害者の緊急避難所（シェルター）を早急に設置すること。
- ④DVに対する相談支援センターを設置し、市として責任を持って対応できる体制を整えること。
- ⑤DV被害者が住居を確保するための支援策を講じること。